

報告第10号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和4年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）

令和4年度長崎県長崎魚市場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,129千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 160,882	千円 Δ5,342	千円 155,540
	1 使用料	160,882	Δ5,342	155,540
2 繰入金		58,114	Δ5,789	52,325
	1 一般会計繰入金	58,114	Δ5,789	52,325
3 繰越金		1	4	5
	1 繰越金	1	4	5
4 諸収入		2	Δ2	0
	1 雑入	2	Δ2	0
歳 入 合 計		218,999	Δ11,129	207,870

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 218,999	千円 Δ11,129	千円 207,870
	1 水産業費	215,116	Δ11,129	203,987
歳 出 合 計		218,999	Δ11,129	207,870